次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［号の細分を加える。］

イ

名称	所在地	実習内容
和田工業株式会社	神奈川県横浜市港北区北新横浜二丁目八番十二号	金属プレス加工

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［略］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		

［号の細分を加える。］

名称	所在地	実習内容
横浜フォームラバー株式会社	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町十三番地二	帆布製品製造
株式会社横浜リテラ	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町二千三十九番地の二	印刷
株式会社スタープロセス	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町二千三十九番地の二	印刷
株式会社キタザワ	東京都江東区三好二丁目十番六号	工業包装
二孝建設株式会社	東京都練馬区西大泉四丁目九番二号	建設機械施工
株式会社ＧＯＯＤ	東京都練馬区西大泉四丁目九番二号	建設機械施工
有限会社カラークリエイション	神奈川県藤沢市下土棚千百四番地の十二	塗装
株式会社ティーエスケー	千葉県船橋市高瀬町三十一番三号	防水施工
株式会社明貴	神奈川県横浜市神奈川区台町九番地二一幸ビル三百一	内装仕上げ施工
［同上］		
株式会社日装	東京都新宿区新宿二丁目十三番十二号	塗装
株式会社アリマ	神奈川県横浜市戸塚区平戸三丁目十二番五号	塗装
三和建装株式会社	東京都西東京市田無町一丁目十二番六号	塗装
株式会社カトペン	山形県米沢市窪田町窪田五十三番地	塗装